

## 1 研究の概要

## (1) 研究主題

**小・中学校におけるインクルーシブ教育システム構築のための取組  
— 個別の教育支援計画及び個別の指導計画を活用した合理的配慮の実践 —**

## (2) 主題設定の趣旨

## 〈インクルーシブ教育システム構築の動向〉

平成18年に国連総会で採択された障害者の権利に関する条約が、平成26年に日本で批准されました。その第24条に、同条約が求めるインクルーシブ教育システムについて記載されています。インクルーシブ教育システムとは、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が一般的な教育制度から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な合理的配慮が提供される等が必要とされています。本県においても、平成27年10月に策定した「佐賀県特別支援教育第3次推進プラン」に、インクルーシブ教育システムに対応した特別支援教育の充実を基本方針の一つとしています。

## 〈合理的配慮について〉

合理的配慮については、平成24年7月に公表された「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」で以下のように示されています。合理的配慮とは、「障害のある子どもが、他の子どもと平等に『教育を受ける権利』を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要なものであり、学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」<sup>(1)</sup>。また、同報告において、「設置者及び学校と本人及び保護者により、『合理的配慮』の観点を踏まえ、『合理的配慮』について可能な限り合意形成を図った上で決定し、提供されることが望ましく、その内容を個別の教育支援計画に明記することが望ましい。また、個別の指導計画にも活用されることが望ましい。」<sup>(2)</sup>とあります。

平成26年5月現在で義務教育段階の全児童生徒数は1,019万人であり、年々減少傾向にあります。一方、特別支援学校や特別支援学級に在籍したり、通級による指導を受けたりしている対象者数は約34万人であり、年々増加傾向にあります。また、文部科学省調査(平成24年)から、小中学校の通常の学級に特別な支援を必要とする児童生徒の存在も明らかになっています。このような状況の中、障害のある子供と障害のない子供が共に学ぶ仕組みを構築するために、特別支援教育に高い専門性をもつ教職員のニーズが高まっており、児童生徒一人ひとりの障害特性に応じた適切な指導及び必要な支援である合理的配慮の提供が求められていると考えます。

## 〈研究のねらい〉

そこで本研究では、県内の小・中学校における、インクルーシブ教育システムの構築に関する状況を調査し、その結果を基に、インクルーシブ教育システムの構築に必要な配慮や指導方法等の在り方を探る研究に取り組みます。合理的配慮の実践については、平成20・21年度の佐賀県教育センタープロジェクト研究「小・中学校の連携による、発達障害のある児童生徒の特性に応じた支援の在り方～通常学級における学びやすい学習環境づくり～」と、平成26・27年度の佐賀県教育センター特命研究及び個別実践研究「小・中学校の通常学級及び高等学校における全ての児童生徒が学びやすい授業づくりの在り方—『ユニバーサルデザイン』の視点を取り入れた授業実践を通して—」

を参考に、児童生徒の障害の状態や教育的ニーズに応じた配慮や指導の提供の実践を提案します。また、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を活用した合理的配慮の決定、提供、見直し、引継ぎの在り方についても探ります。これらのことに取り組むことで、小・中学校における、インクルーシブ教育システム構築の実現につながると考えます。

### (3) 研究の目標

小・中学校において、インクルーシブ教育システムを構築するために、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が共に学ぶ上での課題を明らかにし、インクルーシブ教育システムの構築に必要な配慮や指導方法の在り方を探る。

### (4) 研究方法

- ア インクルーシブ教育システムの構築に必要な配慮や指導方法等についての先行研究
- イ 小・中学校におけるインクルーシブ教育システムの構築に関する状況の調査
- ウ 個別の教育支援計画及び個別の指導計画を活用した合理的配慮の実践及び有効性の検討
- エ 個別の教育支援計画及び個別の指導計画作成を活用した合理的配慮の提供についてまとめたリーフレットの作成

### (5) 研究内容

- ア インクルーシブ教育システムの構築のために必要な配慮や指導方法等について先行研究を行い、合理的配慮の具体例や個別の教育支援計画及び個別の指導計画の活用方法を探る。
- イ 障害のある児童生徒への学習内容の変更・調整や指導体制の整備、個別の教育支援計画及び個別の指導計画の使用等の状況について調査する質問紙を作成する。そして、県内の小・中学校の教育職員に対して調査を行い、インクルーシブ教育システムを構築する上での課題を明らかにする。
- ウ 個別の教育支援計画及び個別の指導計画を活用した合理的配慮の実践に取り組む。そして、インクルーシブ教育システムの構築に向けた、具体的な合理的配慮の提供について検証する。
- エ 個別の教育支援計画及び個別の指導計画を活用した合理的配慮の実践を基に、小・中学校におけるインクルーシブ教育システム構築についてまとめたリーフレットを作成する。

### 《引用文献》

- (1)(2) 文部科学省 『共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）』 平成24年7月